

2川こ保1第1054号  
令和3年2月8日

各民間保育所施設長様

川崎市こども未来局  
保育事業部保育第1課長

**令和2年度民間保育所子どものための教育・保育給付費等の年度末に向けた  
請求事務の取扱いについて（通知）**

日頃、本市の保育事業の推進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、標記給付費等の年度末に向けた請求事務の取扱いについては、請求期間も残りわずかとなってきたところですが、公定価格について、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じて、令和3年2月に改定がなされました。当該価格改定に伴う調整とともに、年度末の円滑な請求・支払事務のため、次のとおり取扱うこととしますので、通知いたします。

### 1 公定価格の改定について

今回の公定価格の改定については、単価表に係る改正告示の公布日の翌月分の公定価格から適用され、改定後の月の公定価格で年間の減額相当額の全額を減額することとされています。そのため、令和3年2月分及び3月分の公定価格からそれぞれ年間の減額相当額の6か月分が減額されます。（令和2年4月に遡及して適用しません。）

本市では当該価格改定に係る請求ソフトのアップデートを2月下旬に実施し、3月請求から新単価での請求をしていただくことを予定しております。

### 2 追加分の請求について

令和2年度の給付費等の請求期間は、本市の出納整理期間である令和3年5月までとなります。上記、公定価格の改定に伴う追加払やその他未精算・未請求分の追加払等を限られた期間で円滑に処理するため、次の表のとおり、平準化等を図りたいと思いますので、御理解・御協力をお願いいたします。

請求年月	請求上の留意点
令和3年2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請求ソフトのアップデートを2月下旬に行うため、<u>ひとまず従来の単価で請求</u>してください。</li> <li>・3月請求では公定価格の改定を予定していることから、4月～1月分の追加請求について未請求分がある施設は、可能な限り2月に請求してください。</li> <li>・歯科検診事業費、保育必要量や入退所日の誤り等の請求・調整がある施設も、同様の理由から、可能な限り2月に請求してください。</li> <li>・処遇改善等加算Ⅱの認定については、<u>2月5日（金）までに本市から連絡があった施設のみ請求</u>してください。</li> </ul>

令和3年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>請求ソフト上の令和3年2月分及び3月分の公定価格の単価がそれぞれ6か月分の減額が反映されたものに更新されていますので、<b><u>新単価での令和3年2月分の追加請求、3月分の当月分の請求</u></b>を行ってください。(3月分についても新単価での請求となることから、原則4月の追加請求は生じません。)</li> <li>本市の認定を受けた3月加算のうち、高齢者等活躍促進加算、第三者評価受審加算、市第三者評価受審加算については、3月請求とすることが可能です。(施設機能強化推進費加算、小学校接続加算については、出納整理期間中の戻入を極力無くすため4月請求としてください。)</li> <li>また、処遇改善等加算Ⅱについて2月5日までに認定が間に合わなかった施設についても、2月中には対象となる全施設の認定を行い、3月の追加請求で支給できるようにしたいと考えておりますので、内容の確認・修正等に御協力をお願いいたします。</li> </ul>
令和3年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市の認定を受けた3月加算のうち、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算及び本市の認定を受けた地域活動事業費については、<b><u>4月の請求</u></b>としてください。</li> <li>また、高齢者等活躍促進加算、第三者評価受審加算、市第三者評価受審加算について、3月請求としていた場合は、実績に応じた追加請求を行ってください。</li> </ul>
令和3年5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>5月請求はやむを得ず追加請求が4月までに終わらなかった分についてのみ請求を行ってください。</li> </ul>

### 3 その他の留意事項について

例年、年度末の請求において、留意が必要な事項について、次の点が想定されますので、御確認ください。

- (1) 産休・病休が有給である施設のうち、各月の雇用状況報告書上で、産休・病休取得者がおり、かつ、市の加配職員を含めた配置基準上的人数を超えた常勤並み以上の職員配置がある施設において、**代替職員雇用費の請求ができるにもかかわらず、未請求の施設がありますので、お心当たりの施設は、各担当まで御相談ください。**
- (2) 延長保育費について、当初請求時には、土曜実施「有」として請求している施設のうち、実績では土曜実施「無」となり、追加請求時に減額となっている施設があります。**3月当初請求分について同様に請求を行うと、4月請求時に過払分を戻入納付していただく事務負担が発生しますので、特に3月請求においては実績に合う金額で請求してください。**
- (3) 3月加算の認定申請については、いずれも既に申請期限が到来していますが、未申請の施設については、**2月12日（金）をもって最終期限といたします**ので、速やかに提出してください。